

提出日：平成28年 2月 2日

担当部・課：建設部 都市計画課（内線 5633）

教育委員会 体育振興課課 [22-9111]

<p><b>①件名</b></p> <p>有料公園及び体育施設の高校生以下の使用料について</p>								
<p><b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b></p> <p><b>【背景】</b>          高校生以下の市民が、市内有料公園及び各体育施設を利用する場合、現在の規定では、料金区分（一般・小中学生・高校生）や、減免できる場合の要件が統一されておらず、施設により取扱いに差異が生じている。</p> <p><b>【目的】</b>          市内の高校生以下の施設利用者に係る負担の軽減及び公平化を図り、本市スポーツの振興に資する。</p>								
<p><b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b></p> <p><b>【根拠法令】</b></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>石巻市都市公園条例施行規則</td> <td>平成17年4月1日規則第204号</td> </tr> <tr> <td>石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例施行規則</td> <td>平成17年4月1日規則第152号</td> </tr> <tr> <td>石巻市にっこりサンパーク使用料規則</td> <td>平成17年4月1日規則第278号</td> </tr> <tr> <td>石巻市牡鹿清崎運動公園使用料規則</td> <td>平成17年4月1日規則第280号</td> </tr> </table> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b></p>	石巻市都市公園条例施行規則	平成17年4月1日規則第204号	石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例施行規則	平成17年4月1日規則第152号	石巻市にっこりサンパーク使用料規則	平成17年4月1日規則第278号	石巻市牡鹿清崎運動公園使用料規則	平成17年4月1日規則第280号
石巻市都市公園条例施行規則	平成17年4月1日規則第204号							
石巻市桃生農業者トレーニングセンター条例施行規則	平成17年4月1日規則第152号							
石巻市にっこりサンパーク使用料規則	平成17年4月1日規則第278号							
石巻市牡鹿清崎運動公園使用料規則	平成17年4月1日規則第280号							
<p><b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b></p> <p>平成27年6月～平成28年1月 関係部署との協議</p> <p>有料公園及び体育施設の使用料は条例で規定されているが、条例改正による施設全体の使用料及び減免規定の見直しを平成29年4月に向けて検討していくこととし、平成28年度については、各施設施行規則に規定されている減免条項を見直すことにより、対応することとした。</p>								
<p><b>⑤主な内容</b></p> <p>1 有料公園施設          夜間照明設備及び管理棟を除き、市内の高校生以下が使用する場合          現行：減免規定なし          改正：100分の50減免する。（ただし、別に、一般利用者と、高校生以下の使用料の区分が定められているものは除く。）</p> <p>2 体育施設          (1) 石巻市桃生農業者トレーニングセンター          (2) 石巻市にっこりサンパーク          (3) 石巻市牡鹿清崎運動公園          市内の高校生以下が使用する場合          現行：減免規定なし          改正：100分の50減免する。（ただし、別に、一般利用者と、高校生以下の使用料の区分が定められているものは除く。）</p>								

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【歳入】

河南中央公園	歳入	(H26 2,062,950 円、H25 2,646,820 円)	: 歳入減額見込	△198,000 円
追波川河川運動公園	歳入	(H26 673,020 円、H25 477,850 円)	: 歳入減額見込	△131,000 円
桃生農業者トレーニングセンター	歳入	(H26 569,100 円、H25 544,600 円)	: 歳入減額見込	△47,000 円
にっこりサンパーク	歳入	(H26 987,150 円、H25 726,050 円)	: 歳入減額見込	△42,000 円
牡鹿清崎運動公園	歳入	(H26 21,300 円、H25 16,200 円)	: 歳入減額見込	0 円

【効果】

市内の高校生以下の施設使用料を減額することで、施設利用者の負担軽減により、これまで以上に施設利用の増加が見込まれる。

⑦他の自治体の政策との比較検討

○県内他市都市公園条例

仙台市 野球場、庭球場等の市内小・中学生利用は 1/2 の使用料  
名取市 野球場等の市内小・中・高校生利用は 1/2 の使用料

○スポーツ施設条例

仙台市 グラウンド、野球場の市内小・中学生利用は 1/2 の使用料  
県内他市 一般、生徒・児童別に使用料金設定している（体育館等）

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成 28 年 2 月 規則改正予定（平成 28 年 4 月 1 日施行）

⑨その他